

## 個人情報保護に関するガイドラインの共通化について

〔平成 20 年 7 月 25 日〕  
個人情報保護関係省庁  
連絡会議 申合せ

内閣府及び各省庁は、「個人情報保護に関する取りまとめ（意見）」（平成 19 年 6 月 29 日国民生活審議会）を踏まえ、本年 4 月 25 日に一部変更された「個人情報の保護に関する基本方針」の内容にも留意しつつ、各事業分野ごとの個人情報保護に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の共通化について、以下のとおり取り組む。

- （1）内閣府は、ガイドラインの共通化について、その考え方を別紙のとおり定め、公表する。
- （2）これに基づき、各府省庁は、ガイドラインの共通化について必要な措置を講ずる。